

平成 24 年 度  
事 業 報 告 書

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人 HOKKAIDO しっぽの会

# 平成 24 年度事業報告書

平成 24 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで  
特定非営利活動法人 HOKKAIDO しっぽの会

## 事業の成果

本年度も活動の主軸である行政機関に収容されている犬猫の保護・譲渡事業を積極的に行った。また、より多くの方々に対して、北海道、ひいては日本国内における犬猫の現状を、会報やインターネット、イベントを通じて啓発し、人とペットが共生していく社会づくりに寄与することに取り組んだ。

5 月、北海道、各振興局、札幌市動物管理センターをはじめとする道内市立保健所、道立保健所等の行政機関に対して「犬猫の引き取り・収容動物の取り扱い及び啓発強化に関する要望」の署名 19,341 名分を提出し、収容動物の取り扱いや愛護福祉を要望した。より多くのイベントに参加し、『人と動物が共生できる社会』の実現に向け動物を飼っていない方々にも動物愛護や当会の保護活動等の周知をした。平成 24 年 3 月より SNS ネットワークを利用し、より多くの方々に情報を拡散し、北海道の行政機関に収容されている犬猫の現状を伝え、返還譲渡率の増加に貢献し、動物の愛護や福祉のさらなる啓発を行った。

## 事業の実施に関する事項

### 特定非営利活動に係る事業

#### 1. 保護事業

行政機関から殺処分される犬猫を引き取って、新しい飼い主を探す事業では 139 匹の犬猫を譲渡していますが、前年度の犬猫譲渡数 130 匹より 9 匹増加しました。また、保護した犬は 129 匹、猫は 29 匹の合計 158 匹で、前年度の犬猫保護数 179 匹より 21 匹少なくなりました。当会では譲渡の可能性が低い高齢やハンデのある犬猫たちを積極的に引取りしているため、当会で長く暮らす子も多く譲渡数の減少となりました。また、17 匹が亡くなり、老衰、癌、パルボ感染症の疑い、肺水腫、猫エイズ感染症などが主な死亡原因でした。

犬・猫保護状況（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

犬・猫	引取り数	譲渡数	引き取り後死亡数	譲渡率
平成 23 年度	179	130	8	72.6%
平成 24 年度	158	139	17	88.0%

犬	引取り数	譲渡数	引き取り後死亡数	譲渡率
平成 23 年度	112	87	6	77.7%
平成 24 年度	129	99	13	76.7%

猫	引取り数	譲渡数	引き取り後死亡数	譲渡率
平成 23 年度	67	43	2	64.2%
平成 24 年度	29	40	4	137.9%

#### ■健康管理状況

本年度より、高齢犬と病気の疑いのある犬には引取り直後に健康診断を実施しました。また、前年度同様、麻酔による弊害など健康に問題がない限り、引き取りした犬猫全匹に避妊・去勢手術を実施、同時にマイクロチップも挿入しています。

これにより、病気の予防はもちろんのこと安易なあるいは望まれない交配を完全に防ぎ、迷子や遺棄の防止に役立っています。

#### ■飼育環境状況

前 3 月に設置したスーパーハウスを、引取りした犬や猫の検疫部屋にしました。引取りした犬や猫に感染症の可能性があると想定し、検疫部屋で一定期間観察することで、感染症の蔓延を防ぐことが出来るようになりました。ただし大型犬は旧犬舎の一部を隔離室として利用しています。

## 2. 動物の保護・愛護・福祉の啓発事業

2013 年 9 月に改正施行される『動物愛護管理法』のパブリックコメントに積極的に参加した。また、5 月には北海道、各振興局、札幌市動物管理センター、道内市立保健所、道立保健所などの 動物行政に対して「犬猫の引き取り・収容動物の取り扱い及び啓発強化に関する要望」の 19,341 名分の署名を提出。SNS の「facebook」を始め、行政機関に保護収容された犬猫の現状や動物の愛護や福祉に関する情報を発信した。また主催イベントの他に多くのイベントに参加し、インターネット及び自会の会報誌、テレビや新聞、雑誌等のメディアを通じて、子どもやその保護者をはじめとする多くの方々に生命尊重を伝えた。

4 月

・三省堂書店札幌店「いぬねこフェア」に参加し、活動資金となる物品販売や動物福祉、動物愛護に関するパンフレットや会報誌の配布など、普段動物と関わる機会のない方々に対しても動物愛護福祉に関する啓発活動を行いました。

- ・引き取り直後の保護犬に健康診断の実施を開始し、病気の早期発見早期治療、医療費の削減に役立っています。

- ・北海道テレビ放送「イチオシ」特集「動物たちの声なき声 飼い主に捨てられた命」で、しっぽの会の活動も放映されました。

## 5月

- ・北海道、道内各振興局、札幌市動物管理センター、道内市立保健所、道立保健所などの動物行政に対して「犬猫の引き取り・収容動物の取り扱い及び啓発強化に関する要望」の署名 19,341名分を提出しました。

- ・北海道放送様報道番組「イチオシ!」、北海道テレビ放送様報道番組「NEWS1」が、署名提出について放送されました。

## 7月

- ・札幌市駅前通地下歩行空間で2012第1回「私たちにできること」と題したイベントを開催、普段動物に関わる機会の無い方々にも動物愛護福祉に関する啓発活動を行いました。

- ・動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針及び動物の飼養及び保管に関する基準等の改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）に意見を提出しました。

## 8月

- ・FM はまなす放送様の番組名「南空知 夢追人」に代表稲垣が出演し、これまでの動物保護活動についてお話しさせていただきました。

- ・千歳アウトレットモールレラ第1回目北海道クラフト☆アートフェスタに参加し、普段動物に関わる機会の無い方々にも動物愛護福祉に関する啓発活動を行いました。

## 9月

- ・いわみざわ公園野外音楽堂キタオン開催のライブイベントに参加、普段動物に関わる機会の無い方々にも動物愛護福祉に関する啓発活動を行いました。

- ・東京恵比寿ザ・ガーデンホール「HAPPY MUSIC FESTA 2012」に参加し、普段動物に関わる機会の無い方々にも動物愛護福祉に関する啓発活動を行いました。

- ・「2012動物愛護フェスティバル in えべつ」に参加し、動物愛護の啓発活動を行いました。

- ・会の名称をスリムに『NPO法人HOKKAIDO しっぽの会』と改め、9月24日に登記しました。

- ・「札幌市動物愛護フェスティバル2012」に参加し、動物愛護の啓発活動を行いました。

## 10月

- ・千歳アウトレットモールレラハロウィンイベント参加し、普段動物に関わる機会の無い

方々にも動物愛護福祉に関する啓発活動を行いました。

- ・毎年恒例となっている 2013 チャリティカレンダーを発売しました。(5年目)
- ・北海道放送様「札幌美少女図鑑 TV」が当会の現状を取材され、フリーペーパーへの記事の掲載と TV 番組内で放映されました。

11 月

- ・北海道新聞様に「2013 しっぽの会カレンダー」記事が掲載されました。
- ・北海道放送様「グッチーの今日ドキッ！」でしっぽの会カレンダーについて、放映されました。

12 月

- ・札幌市駅前通地下歩行空間にて 2012 第 2 回「私たちにできること」と題したイベントを 3 日間にわたって開催し、普段動物に関わる機会の無い方々にも動物愛護福祉に関する啓発活動を行いました。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正等に伴う動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の一部改正案に関する意見の募集（パブリックコメント）に参加しました。
- ・地域コミュニティ情報新聞「陽だまり」にしっぽの会の活動記事が掲載されました。

2013 年

1 月

- ・zeppsapporo「えぞオン 冬物語」ライブイベントに参加し、普段動物に関わる機会の無い方々にも動物愛護福祉に関する啓発活動を行いました。

2 月

- ・当会で亡くなった犬猫の追悼ページ「メモリアル」を新たにアップしました。
- ・恵庭えこりん村「～第 2 回「えにわ犬ぞり大会イベント」に参加し、動物愛護の啓発活動を行いました。
- ・FM ドラマシティ「ランチタイムバライティディッシュ」に隔週で代表稲垣のトーク出演が決定、当会の活動を紹介しています。

3 月

- ・北海道内犬猫収容保健所にペットフード等の寄贈を開始しました。
- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス「facebook」の利用を開始しました。

- ・会報は 2 月、5 月、8 月、11 月の年 4 回発行
- ・足長通信は毎月末発行

### 3. ペットと共生するための地域環境の保全事業

狂犬病などの人畜共通感染症の恐ろしさを伝え、飼い主に正しい飼い方やワクチン接種の重要性を、一般市民にも保健衛生の大切さを伝えた。野良猫と共生できる方法を伝えた。平成 22 年度 11 月に発足した「飼い主のいない猫基金」では、個人の申請はあったものの地域のグループからの申請はなく、次年度は地域猫活動や『飼い主のいない猫基金』の避妊・去勢手術代の一部援助の助成金の周知に努めたい。

※ その他の事業はありません。

#### <次年度の課題>

##### 1. 認定NPO法人の申請予定

NPO法人が、比較的形式的に「公益性ある団体であるか」を判定して認証されているのに対し、認定NPO法人はより高い税制優遇を適用するために「より客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人です。当会は申請書類を管轄官庁である北海道に提出、1月に受付されましたので、次年度は認定NPO法人の認可を受け、更に社会的な活動の幅を広めていく予定です。

##### 2. オンライン寄付の開始予定

ネット寄付の問い合わせが多数寄せられ、次年度はネットでの寄付サイトの開設を予定しています。

##### 3. 主催イベントのみならず多くのイベントに参加し動物愛護の啓発を行う

2013年9月に改正施行される『動物愛護管理法』。次年度は動物を飼っていない方など多くの方々に対して、日本の犬猫の現状や動物愛護管理法を周知していく機会を増やしたい。

以上